

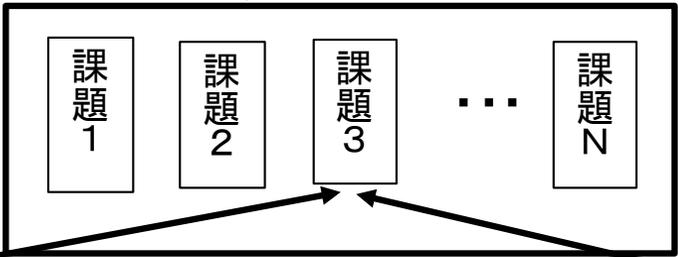
# 休眠預金等交付金による資金の活用の評価の全体図

- 社会的インパクト評価の実施による成果の可視化【確認3】
- 事前評価→中間評価→事後評価(追跡評価)【論点2】
- 評価の方法【論点4～7】
- 評価結果の活用【論点8】
- 革新性のある活動の評価【論点9】
- 民間公益活動の効果的・効率的な推進【論点10】
- 評価に係るコストの負担【論点11】

## 休眠預金等活用審議会

- ・民間公益活動促進業務の実施状況を監視(法第35条第2項第5号)
- ・民間公益活動促進業務の進捗状況等について、休眠預金等活用審議会に報告
- ・審議会に、自らの評価報告書を提出

### 指定活用団体＝「知の構造化センター」の役割



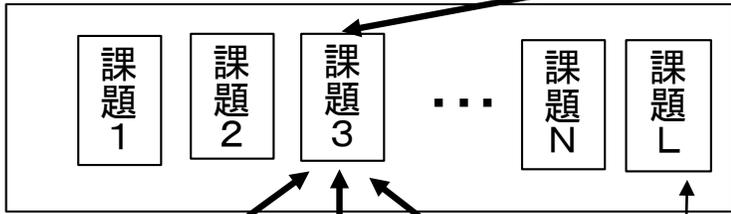
指定活用団体は、民間公益活動に関する種々の情報を構造的に整理した上で、これを広く公開し、様々な評価の場面で横断的かつ相互に活用できるような取組を進めるなど、「知の構造化センター」の役割を積極的に果たすことが望ましい。

	指定活用団体	資金分配団体	民間公益活動を行う団体
評価のガイドライン・ルール策定主体【確認1】	政府(基本方針・基本計画)	指定活用団体	資金分配団体
評価の実施主体(自己評価)【論点1】	指定活用団体「評価報告書」の作成	資金分配団体「評価報告書」の作成	民間公益活動を行う団体「評価報告書」の作成
モニタリング評価結果の点検・検証の主体【論点3・7】	休眠預金等活用審議会(監視)	指定活用団体	資金分配団体

・指定活用団体に、自らの評価報告書と現場の団体の評価報告書を提出

### <地域別>

#### 資金分配団体A



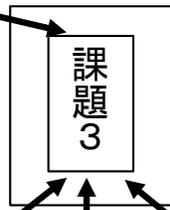
地域固有の課題

・資金分配団体に、自らの評価報告書を提出

#### 民間公益活動を行う団体

### <テーマ別:全国対象>

#### 資金分配団体B



・現場の団体の活動のモニタリングと伴走型支援  
・現場の団体の評価結果の点検・検証

・資金分配団体に、自らの評価報告書を提出